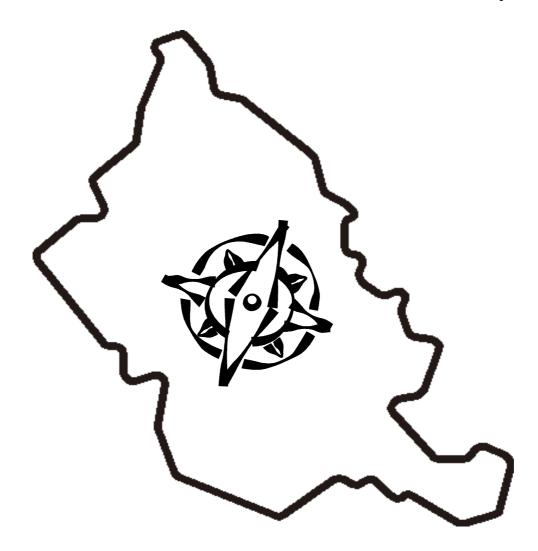
(仮 称)

富里市協働のまちづくり推進計画(案)



協働のまちづくり推進計画検討委員会

~はじめに~

富里市では,昨年4月に富里市協働のまちづくり条例が施行されました。この条例第6条第1項を受け,協働によるまちづくりを推進するため,基本的かつ総合的な施策を策定するため,私たち,協働のまちづくり推進計画検討委員会(以下「計画検討委員会」といいます。)は,平成22年6月23日に公募による市民,地域コミュニティ関係者,有識者及び市職員の20名で発足しました。

この条例は、(仮称)富里市協働のまちづくり条例検討委員会(公募の市民及び市民団体等の代表者 15 名)が提言した条例(素案)を基に制定されたものです。

そして,条例検討委員会の提言の結びには,「総合的な施策策定の際や,協働のまちづくり推進委員会が設置された際には,検討してきた事項が,最大限生かされ,引き継がれ,可及的速やかに実施に移されていくことを切に願う」という委員の皆様の思いがつづられていました。

とくに、協働のまちづくりを着実に推進するため要となる、情報の共有化の方法や市民活動サポートセンターの設置については、私たち委員も先進地に視察をしたり講師を招くなど勉強してまいりました。そして、条例の検討の際、課題となっていた(仮称)小学校区協議会を地域づくり協議会として計画の中に取り入れ、早期に設置できるようモデル地区を指定することなどの提案をいたしました。

また,具体的に実施すべき事業を検討した中では、すぐに取り組む事業とよく時間をかけて協議し実施していくべき事業など,協働のまちづくりを効率よく推進するため, 事業を実施する優先順位についても検討し,提案したところです。

私たち計画検討委員会は,条例に掲げられた,協働の理念が形骸化することなく,趣旨に沿って運用され,実効性のある条例となるよう願いを込め,この計画書(案)を提言いたします。

私たち計画検討委員会メンバーは、日頃、愛する故郷である富里市がより暮らしやすく、ずっと住んでいきたいと思えるまちにしたいとの思いから、それぞれができる形で活動してまいりました。私たちは、今回この計画策定に携わった者として、今後も、協働のまちづくりにかかわり協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えています。

平成23年3月14日

協働のまちづくり推進計画検討委員会

目 次

| 第 | 1 : | 章 | 計 | 画の趣 | 旨 | | | | | | | | 1 |
|---|------------|------------|-----|----------|-----|-------|------|-----|-----|------|------|------|----|
| | 第 | 1節 | į | 計画策 | 定の | 目的 | | | | | | | 1 |
| | 第 | 2 節 | 1 | 計画の | 構成 | と計画 | 期間 | | | | | | 1 |
| 第 | 2 | 章 | 協 | 働のま | きちづ | くり | | | | | | | 2 |
| | 第 | 1節 | 1 | 協働と | は | | | | | | | | 2 |
| | 第 | 2 節 | 1 | 協働の | まち | づくり | の主体の | とその | 役割. | | | | 8 |
| 第 | 3 | 章 | 協 | 働のま | ₹ちづ | くりの | 理念と | 基本原 | | | | | 10 |
| | 第 | 1節 | 1 | 協働の | まち | づくり | の理念 | | | | | | 10 |
| | 第 | 2 節 | t | 協働の | まち | づくり | の基本原 | 原則 | | | | | 11 |
| 第 | 4 | 章 | 拊 | 進 | 計 | 画 | | | | | | | 13 |
| | 第 | 1節 | • 1 | 惟進方 | 針 | | | | | | | | 13 |
| | 第 | 2 節 | • 1 | 惟進項 | 目 | | | | | | | | 13 |
| | 第 | 3 飣 | ĵ | 協働事 | 業の | 評価… | | | | | | | 15 |
| 第 | 5 | 章 | 実 | 行 | 計 | 画 | | | | | | | 16 |
| | 第 | 1節 | 3 | 環境づ | くり | | | | | | | | 18 |
| | 第 | 2 飣 | j | 担い手 | ≦づく | וו נו | | | | | | | 23 |
| | 第 | 3 飣 | j | 情報の | 提供 | ・共有 | | | | | | | 28 |
| | 第 | 4 飲 | j | 市政へ | の参 | 画 | | | | | | | 34 |
| | 第 | 5 飲 | j | 市の推 | 進体 | 制 | | | | | | | 37 |
| 咨 | , : | * 4 | | | | | | | | | | | 40 |

第1章 計画の趣旨

第1節 計画策定の目的

平成 22 年 4 月 1 日に「富里市協働のまちづくり条例」(1)が施行されました。この条例は、富里市が更に心豊かで愛着のある市へと発展し、次世代に引き継がれて行くという願いを実現するため、市民、地縁による団体、市民活動団体、事業者及び市が自らまちづくりに参加し、それぞれが共に考え、協力し、行動することにより住み良い豊かな地域社会を実現することを目的としています。

この「富里市協働のまちづくり推進計画」は,条例に基づき,協働によるまちづくりを着実に進めるための基本的かつ総合的な施策として策定するものです。

第2節 計画の構成と計画期間

推進計画・・・ 推進計画は、協働によるまちづくりを着実に推進していくための方針や推進項目などを定めるもので、計画期間は、富里市総合計画との整合性を図り、平成23年度から平成32年度までの10か年とします。本計画は、市民活動の状況や社会情勢の変化、協働事業の成果を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

実行計画・・・ 実行計画は,推進計画で定めた推進方針や推進項目に沿った具体的な事業を明らかにしたもので,前期実行計画は平成23年度から平成27年度まで,後期実行計画は平成28年度から平成32年度までの5か年を計画期間とします。事業の内容については,実施状況等を毎年度評価し,必要に応じて見直すこととします。

¹ この条例は,平成21年10月1日に,市民団体の代表7名,公募による市民8名で構成される(仮称)富里市協働のまちづくり条例検討委員会から提出された「富里市協働のまちづくり条例素案に関する提言書」をもとに条例案を作成し,その後,パブリックコメント手続などを経て,同年12月議会に上程し,翌年3月議会において一部修正可決され4月1日から施行したもので,市民のみなさんとの協働によってできあがりました。

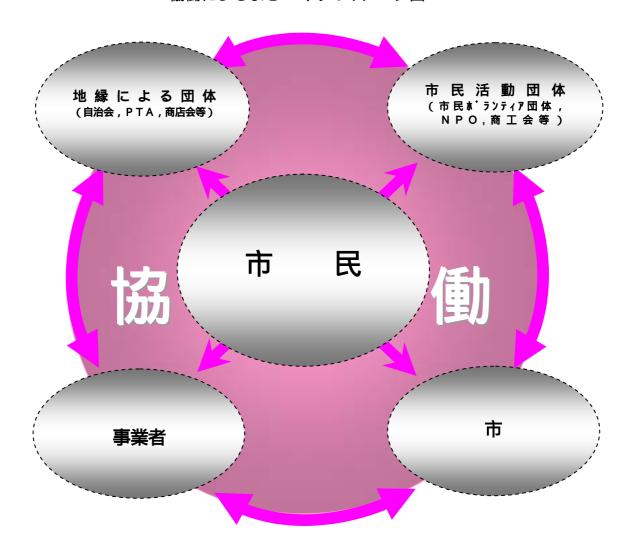
第2章 協働のまちづくり

第1節 協働とは

1 協働の定義

「協働」とは,まちづくりの主体である市民,地縁による団体,市民活動団体,事業者,市といった,多様な主体が,それぞれの責任と役割分担に基づいて,お互いの立場や特性を知り,尊重しながら協力し合い,共に目的を持って行動や活動することです。

協働によるまちづくりのイメージ図



2 協働の効果

協働することにより、市民個人や市など、個別の活動では行き届かない課題へも 柔軟な対応が可能になり、地縁による団体や市民活動団体の活動の広がりや充実な どにより、地域社会の再生にもつながります。また、事業者については地域に対す る社会貢献を果たすことができます。

3 協働の領域

多様なニーズに対応し,効果的な成果を得るためには,それぞれの役割分担を的確に捉えることが必要です。パートナー(2)に対する依存や押し付けなど負担を求め合うものであってはいけません。

市民・市 市民主体 市民主導 市主導 市主体 市民の責任と 市民の主体性のもと 市民と市が連携協力 市の主体性のもとに 市の責任と主 主体性により に市の協力を得て行 して行う 市民の協力や参加を 体性により独 独自に行う 得て行う 自に行う 解決されない課題 (多様化したニーズ) 自 公 協 助 働 助 共

協働の領域のイメージ

² パートナーとは,地域の課題解決に向けて共に考え,協力して行動する相手のことです。

4 協働に適した分野や事業

これまでの協働事業については,福祉や環境,防災などの分野が良く知られていますが,これまで行ってきた慣習や固定観念に縛られてはいけません。協働によるまちづくりが適した分野や事業については,個別に検討することが必要です。

【例示】

多くの人の合意形成が必要な分野や事業

多くの人が関わる構想や計画については ,策定の初期から市民と行政が共に取り組むことで ,自らの生活するまちづくりに直接参加し ,更に愛着のある市として発展することが期待できます。

・ 市の基本的な計画の策定 など



多くの人が参加する分野や事業

多くの人が参加し、または、体験してもらいたいイベントなどについては、 多くの主体が計画段階から参加することで、創造性の豊富な事業とすることが 期待できます。

- ・ 各種祭りやイベント
- ・ 講演会やフォーラム
- ・ 啓発事業や展示会 など

地域ごとにきめ細かく柔軟な対応が必要な分野や事業

地域の課題は,画一的な方法では解決が難しいことがあります。地縁による 団体や市民活動団体などが,それぞれの持つ柔軟性を活かすことで,地域にあった方法で,迅速に対応することが期待できます。

- ・ 子育て,高齢者,障害者等の支援事業
- ・ 交通安全ボランティア
- ・ 地域防災,地域防犯 など



当事者性を発揮する分野や事業

当事者や類似の経験を持つ人が,ともに問題解決に当たることで,より 現場感覚が発揮され,より良い解決策を導くことが期待できます。

・ 商店街の活性化 など



先駆性が必要な分野や事業

未だ取り組んだことのない新たな課題に対し先駆的に取り組んでいる, または,取り組もうとしている者の技能や方法を活かすことで,より迅速 で効果的な解決策などを導くことが期待できます。

・ コミュニティビジネス(3) など



専門性が求められる分野や事業

NPOや市民活動団体が活動を通じて蓄積したノウハウを活用することで、より効果的な事業展開や新たなアイディアなどを得ることが期待できます。

- ・ 専門的な相談事業
- ・ 専門的な生活サポート事業 など

^{3 「}コミュニティビジネス」とは、定まった定義はありませんが、概して言えば「地域の抱える課題を、地域住民(市民)が主体となって、ビジネスの手法を活用しつつ、それらを解決して行く、一つの事業活動」のことを言います。

5 協働の形態

協働によるまちづくりの形態には、様々なものがあります。協働のパートナーは、 お互いの受け持つ領域や事業の内容などを総合的に勘案し、その形態については適 切なものを個別に考え、協議を重ねながら事業を進めていくことが必要です。

【例示】

情報提供・情報交換

協働する主体がそれぞれの持つ情報を提供し合い ,共有する機会を持つ形態です。

事業協力

協働する主体がそれぞれの特性や能力を活かし,一定期間,継続的に協力する形態です。

共催・後援

協働する主体がともに主催者となって事業を行ったり,名義後援などにより 支援を行ったりする形態です。

補助・助成

協働主体が行う事業に対し、財政的な支援を行う形態です。

実行委員会(協議会)

いくつかの協働する主体が実行委員会などを構成し、共に主催者として事業 を行う形態です。

委託

協働主体の特性や能力を活かすことで,事業の有効性や効率性が見込まれる 事業などについて,事業の一部または全部を委託する形態です。

第2節 協働のまちづくりの主体とその役割

1 市民

市民とは,市内に居住する人のほか,市内で働く人や学ぶ人など,富里市で活躍するすべての個人のことです。

市民は,地域社会に興味や関心を持ち,積極的に まちづくりに参加していくように努めます。



2 地縁による団体

(自治会,子ども会,シルバークラブ,PTA,商店会など)

地縁による団体とは,地域性と共通意識を基盤に地域内の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された団体のことです。

地域のことは地域が一番よくわかっていますので,問題をより身近なところで解決しようとする考え方(自助・共助・公助の原則)に基づき課題を解決することが大切になってきます。

地縁による団体は,安心・安全で住み良い地域社会を計画的に築いていくために, 地域住民が絆を深め,互いに助け合いながら,地域の課題に取り組みます。また, 地域に密着した活動を展開するために,地域の特性を活かし,まちづくりに関わる 様々な主体と連携しながら,協働によるまちづくりの推進に努めます。

3 市民活動団体

(市民ボランティア団体,民生委員児童委員協議会,保護司会,区長会,社会福祉協議会,商工会,NPOなど)

市民活動団体とは、市内で行われる市民等による自主的な社会貢献活動を組織的かつ継続的に実施している団体のことです。

市民活動団体は、自らの持つ専門性や先駆性等を活かし、まちづくりに貢献するように努めます。また、より多くの市民等に理解されるよう情報の提供に努め、まちづくりの様々な主体と情報交換やネットワークを広げることによって、対等なパートナーとして協働によるまちづくりの推進に努めます。

4 事業者

事業者とは,市内において営利を目的に活動する企業や個人経営の商店などのことです。

事業者は,地域社会を構成する一員として,地域社会との調和を図りながら,様々な地域の活動や市民活動に協力や参加が期待されます。事業者が自ら社会貢献活動をすることによって,まちづくりに直接参加する方法や,他の主体が実施する活動に対する助成や寄付又は物的な支援,従業員等に対し地域の活動や市民活動への参加を奨励するなど,側面的な支援を行う方法などもあります。

5 市

まちづくりに必要な情報を積極的に提供し,市民等と市が情報を共有して,協働によるまちづくりを推進します。また,社会情勢の変化や様々な課題に対応した行政サービスを提供するため,市民にとってわかりやすい,効率的で機能的な組織運営を行います。

第3章 協働のまちづくりの理念と基本原則

第1節 協働のまちづくりの理念

富里市の協働のまちづくりの理念については,条例に前文が設けられ,明示されています。

ここでは,条例の前文について掲載することといたします。

前文

明治22年富里村が誕生して以来,先人のたゆまぬ努力により育まれた富里が, 更に心豊かで愛着のある市へと発展し,次代に引き継がれて行くことが,富里市で 共に暮らし,働き,学ぶ,私たち市民の願いです。

そのためには,まず,私たち市民が,自らまちづくりに参加することが必要です。 この条例にこめられた思いを,市民と市が共有するところから協働のまちづくり は始まります。協働のまちづくりは,市民と市が互いに負担を求め合うものであっ てはなりません。

市民の自主性が尊重され,市民と市が互いを理解しながら目的を共有し,市民相 互及び市民と市の連携・協力をもって,協働によるまちづくりを推進します。

そして, 富里市で活動するすべてのものが, 信頼と協力という「絆」を育み, 市 民の地域活動への参加を容易にし, 市民活動を広げ, 自発的にまちづくりを考え, 更には市の施策に参画し, 市と共にまちづくりを進めます。

第2節 協働のまちづくりの基本原則

協働のまちづくりの基本原則については、条例の中で次の5つが示されています。

1 『目的意識の共有』

これから行おうとする事業や活動の目的を、関係するパートナー同士でよく理解し、常にその目的を意識し、共有しながら、各パートナーが行動することで、効率的・効果的に目的を達成することができます。

2 『対等なパートナーシップと自主性の尊重』

パートナーが対等であり、それぞれが自立した存在として尊重し合うことが大切です。例えば、市民活動団体と市との関わりの中で、市が事務局を引き受けたり補助金を交付したり支援することで、必要以上に干渉が高まり、対等な関係が崩れ、自発的な活動が妨げられてしまうことがあります。対等な関係を維持するため、パートナーに対し必要以上の干渉や依存することなく、自立して、目的達成のための活動を行っていくことが大切です。

3 『役割の理解と協力』

パートナーの立場や活用できる資源などの特性を相互に理解し、それぞれの持つ役割を明確にして、共通の目的や課題に対し協力しながら取り組むことが大切です。

4 『情報の提供・共有』

関わる者が、まちづくりのパートナーとして相互に信頼し合うことが大切です。 また、多くの市民等に自主的・主体的に関わってもらうためには、それぞれの主 体の事業に関心を持ってもらうことが第一歩となります。そのため、それぞれが 持つ活動に関し、目的や方法など情報を提供し合い、共有することが重要です。

5 『自助・共助・公助の原則』

私たちの抱えるそれぞれの課題・問題点に対し,自助・共助・公助の原則に基づき,それぞれの責任を理解して進めることが大切です。この考え方は,自助(個人や家族できることは個人又は家族で解決する),共助(自助で解決できないときは,解決できる人や,地域や団体,市が協力して行う),公助(自助,共助でもできないことは,行政(市・県・国の順)が主体となって行う)」という,問題をより身近なところで解決しようとするもので,「補完性の原理」といわれています。

第4章 推 進 計 画

第1節 推進方針

協働によるまちづくりを推進していくため,まちづくりの主体となる者は皆,協働のまちづくりの理念や基本原則を踏まえ,次の5つの推進項目に沿った取り組みに努めることとします。なお,推進項目などについては,社会経済情勢の変化など,見直しが必要となった際には適時見直すこととします。

第2節 推進項目

1 環境づくり

協働のまちづくりを進めるためには,活動しやすい環境を整える必要があります。環境とは,場所や財政面だけにとどまらず,団体間をつなぐネットワークの形成など多岐にわたります。

- (1) 活動拠点の整備
- (2) 活動支援及び中間支援機能の充実
- (3) 財政的援助及び活動資金の確保
- (4) 活動単位(ネットワーク)の拡大
- 2 担い手づくり

多くの団体が直面している課題として,『担い手』の問題があります。「参加する人が固定化している」,「会員の確保が難しい」,「参加する意欲があっても参加の仕方が分からない」,などといった声が多く聞かれます。

今後,様々な地域コミュニティ活動や市民活動を活性化させるためには,「担い手づくり」が非常に重要となります。

- (1) 担い手の発掘・育成の充実
- (2) 担い手支援の充実

3 情報の提供・共有

情報の共有は,協働のパートナーを見つけ出すこと,相手との信頼関係を築くこと,目的を共有し互いの役割を知ること,お互いを補い協力・連携することなどに必要な,非常に大切な要素となります。

- (1) 調査機能の充実
- (2) 協働のまちづくりに関する刊行物の充実
- (3) 協働のまちづくりに関する情報発信の充実
- (4) ネットワーク支援の充実

4 市政への参画

自らのまちを,愛着のあるまちへと発展させるためには,自らまちづくりに参加することが有効です。そのために,容易に市政に参画するための仕組みづくりが重要です。

- (1) 市政への参画の仕組みづくり
- (2) 協働による事業の推進

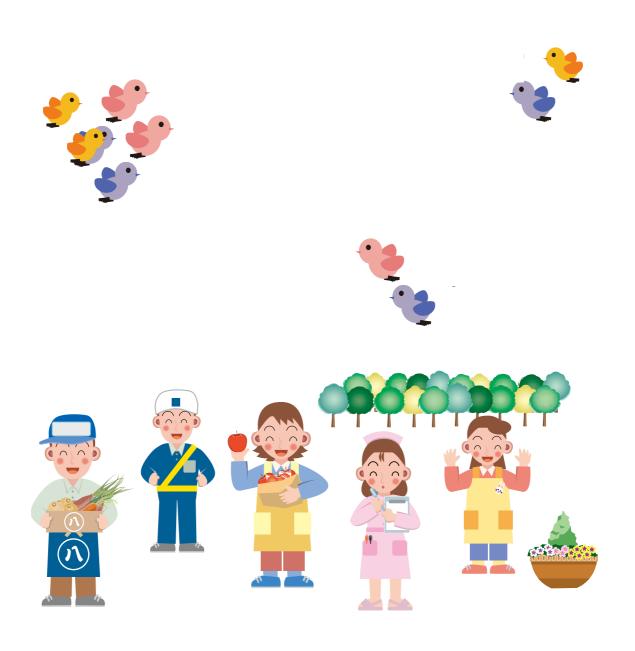
5 市の体制

社会情勢の変化や様々な課題に対応した行政サービスを提供するため,市民にとってわかりやすい,効率的で機能的な組織運営を行うよう努めるとともに,市職員も協働の重要性について認識を深めていく必要があります。

- (1) 庁内協働推進体制の整備
- (2) 市職員の協働意識の向上

第3節 協働事業の評価

本計画を推進し、その進捗状況を市民協働で評価・点検していくことは、協働によるまちづくりを定着させていくためには欠くことのできないものです。協働のまちづくりについての評価のあり方を検討し、市民協働のまちづくりの推進に努めます。



第5章 実 行 計 画

前期実行計画 (平成23年度から平成27年度まで)

目次

| 第1節 環境づくり | ページ |
|--------------------|-----|
| (1)活動拠点の整備 | |
| 市民活動ブースの設置 | 18 |
| (2)活動支援及び中間支援機能の充実 | |
| (仮称)協働のまちづくり推進課の設置 | 18 |
| 市民活動サポートセンターの創設 | 19 |
| 活動支援アドバイザーの設置及び派遣 | 20 |
| (3)財政的援助及び活動資金の確保 | |
| (仮称)市民活動支援補助金の創設 | 21 |
| (仮称)市民活動支援基金の創設 | 21 |
| (4)活動単位(ネットワーク)の拡大 | |
| 地域づくり協議会の検討 | 22 |

| 第2 | 節 担い手づくり | ページ | | | | | | |
|-----|----------------------|-----|--|--|--|--|--|--|
| (1 | (1)担い手の発掘・育成の充実 | | | | | | | |
| | 市民活動サポートセンターの創設 【再掲】 | 23 | | | | | | |
| | 協働のまちづくりの講座の開設 | 24 | | | | | | |
| | (仮称)協働スイカ塾の開設 | 24 | | | | | | |
| | 協働人材バンクの創設 | 25 | | | | | | |
| | 市民活動表彰の創設 | 25 | | | | | | |
| | リーダー育成講習会の実施 | 26 | | | | | | |
| (2 | (2)担い手支援の充実 | | | | | | | |
| | 市民活動保険の導入 | 27 | | | | | | |
| | ボランティア貯金の研究 | 27 | | | | | | |

| 第3 | 節 情報の提供・共有 | ページ |
|-----|-----------------------|-----|
| (1 |)調査機能の充実 | |
| | 市民活動の実態調査 | 28 |
| (2 |) 協働のまちづくりに関する刊行物の充実 | |
| | 活動事例集の作成 | 29 |
| | 協働PRリーフレットの作成 | 29 |
| (3 |) 協働のまちづくりに関する情報発信の充実 | |
| | とみさとふれあい講座の拡充 | 30 |
| | 協働専用ホームページの開設 | 30 |
| | 市広報紙及びホームページの充実 | 31 |
| | 市民活動発表会の開催 | 31 |
| | 地域フォーラムの開催 | 32 |
| (4 |)ネットワーク支援の充実 | |
| | 協働人材バンクの創設 【再掲】 | 33 |
| | とみさとの情報コーナーの創設 | 33 |

| 第4 | 節の市政への参画 | ページ | | | | | | |
|-----|-----------------------|-----|--|--|--|--|--|--|
| (1 | (1)市政への参画の仕組みづくり | | | | | | | |
| | パブリックコメント制度の周知 | 34 | | | | | | |
| | 市民提案機会の拡充 | 34 | | | | | | |
| | 審議会等への公募委員による市民参画の推進 | 35 | | | | | | |
| | 市政への参画機会の拡大 | 35 | | | | | | |
| (2 | (2)協働による事業の推進 | | | | | | | |
| | 協働のまちづくりモデル事業の実施 | 36 | | | | | | |
| | (仮称)市民活動支援補助金の創設 【再掲】 | 36 | | | | | | |

| 第5 | 節の推進体制 | ページ | | | | | |
|-----|-------------------------|-----|--|--|--|--|--|
| (1 | (1)庁内協働推進体制の整備 | | | | | | |
| | (仮称)協働のまちづくり推進課の設置 【再掲】 | 37 | | | | | |
| | 市政への参画機会の拡大 【再掲】 | 37 | | | | | |
| (2 |) 市職員の協働意識の向上 | | | | | | |
| | 職員研修の実施 | 38 | | | | | |

(1)活動拠点の整備

(2)活動支援及び中間支援機能の充実

第1節 環境づくり

(1)活動拠点の整備

| 事業名 | 市民活動ブ | 市民活動ブースの設置 | | | | | |
|-------|--|----------------------------|-------|-----|-------|--|--|
| 現状・課題 | 市民活動団体等は,活動の場所の確保が難しく,活動に必要な打合せ 場所や設備が不足しています。 | | | | | | |
| 目的 | 市民活動団体 | 市民活動団体等が活動しやすいような環境を整備します。 | | | | | |
| 推進内容 | 公共施設等に開設し,会議スペース・コピー機・パソコン等の備品及 び消耗品等を充実させます。また開放の場として意見交換ができる場 所を設置します。 | | | | | | |
| 対象者 | 市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者 | | | | | | |
| 実施主体 | 市 | | | | | | |
| 完了の目安 | ブースが設置され,活用できる環境が整ったら完了とします。 | | | | | | |
| 年次計画 | H23 | H 2 4 | H 2 5 | H26 | H 2 7 | | |
| 十八日回 | 試行 | 検討 | | | 完了 | | |

(2)活動支援及び中間支援機能の充実

| 事業名 | (仮称)協働のまちづくり推進課の設置 | | | | | |
|-------|--|---------------------------------|-----|-----|-----|--|
| 現状・課題 | 協働のまちづくりを推進するための市役所内の組織体制が十分とは 言えません。 | | | | | |
| 目的 | 市民活動団体 | 市民活動団体等と市をつなぎ,協働のまちづくりを円滑に進めます。 | | | | |
| 推進内容 | 市民活動団体等や市役所内の協働に関する相談や調整などを行う担当課を設置します。 | | | | | |
| 対象者 | 市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市 | | | | | |
| 実施主体 | 市 | | | | | |
| 完了の目安 | 市民等と市との相互応答的な関係が確立されたときに完了とします。 | | | | | |
| 年次計画 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | |
| 十八司四 | 実施 | | | | | |

(2)活動支援及び中間支援機能の充実

| 事業名 | 市民活動サポートセンターの創設 | | | | | | | |
|-------|---|--|---------------|-------------|-------------|--|--|--|
| 現状・課題 | 市民活動の拠点となるような機能を持つ施設がありません。 | | | | | | | |
| 目的 | | 市民活動団体等を支援し,協働によるまちづくりの拠点としての機能を果たします。 | | | | | | |
| 推進内容 | 既存の組織(ボランティアセンター・社会福祉協議会)との管掌範囲等を調整し、市民活動サポートセンターを創設します。また、下記の機能についても担うことができるのか検討します。・活動支援アドバイザーの設置及び派遣 (第1節-(2)-)・(仮称)市民活動支援基金の創設 (第1節-(3)-)・協働人材バンクの創設 (第2節-(1)-)・リーダー育成講習会の実施 (第2節-(1)-)・ボランティア貯金(活動に応じたポイントを発給し、活動している方が、将来自分が受ける立場となったときに役立てることのできる仕組み)の研究 (第2節-(2)-) | | | | | | | |
| 対象者 | 市民・地縁に | 市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市 | | | | | | |
| 実施主体 | 市・市民活動団体 | | | | | | | |
| 完了の目安 | 活動・交流の拠点として整備され,市民活動の拠点としての環境が整ったときに完了とします。 | | | | | | | |
| 年次計画 | H 2 3 研究 | H 2 4 | H 2 5 準備委員会設置 | H 2 6 検討 | H 2 7 実施 | | | |

(2)活動支援及び中間支援機能の充実

| 事業名 | 活動支援アドバイザーの設置及び派遣 | | | | | | |
|-------|---|----------------------|-------|-------|-----|--|--|
| 現状・課題 | 地域の自治会・学校等,各種団体がそれぞれで活動していて,交流がありません。また,活動に困ったときにアドバイスをしてくれる人がいません。 | | | | | | |
| 目的 | 各種団体をつ | 各種団体をつなぐための調整役を担います。 | | | | | |
| 推進内容 | 地域活動を紹介したり , 市民が市民活動に参加しやすい環境を整えます。また , 地域をつなぐためにアドバイザーを派遣します。 | | | | | | |
| 対象者 | 市民・地縁による団体・市民活動団体 | | | | | | |
| 実施主体 | 市・市民活動団体 (市民活動サポートセンターへの承継を検討) | | | | | | |
| 完了の目安 | 市内において,各種団体が自立し,必要に応じてスムーズな連携が行われたときに完了とします。 | | | | | | |
| 年次計画 | H23 | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 | H27 | | |
| 十八川岡 | | 研究 | 検討 | | 実施 | | |

(3)財政的援助及び活動資金の確保

(3)財政的援助及び活動資金の確保

| 事業名 | (仮称)市民活動支援補助金の創設 | | | | | | |
|-------|---|-----|-----|--------|-----|--|--|
| 現状・課題 | 市民活動をしていくためには資金が必要となりますが,活動資金が足りず十分な活動ができません。また,市では富里市公募型補助金交付要綱を制定し,市民活動団体が取り組む事業について経費の一部を市が補助し,団体を支援していますが,毎年申請件数が低迷しています。 | | | | | | |
| 目的 | 市民が行う自由で自発的な公益活動である市民活動を活性化させます。 | | | | | | |
| 推進内容 | 公募型補助金制度を見直し,市民活動を始めようとしたり,公益的な事業を行う市民活動団体に財政的援助を行います。また,(仮称)市民活動支援補助金の財源として既存の「ふるさと応援寄附金」の活用について検討します。 | | | | | | |
| 対象者 | 市民活動団体 | , | | | | | |
| 実施主体 | 市 | | | | | | |
| 完了の目安 | 市民活動団体が,自立した活動が継続できるようになったときに完了とします。 | | | | | | |
| 年次計画 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | | |
| 十八日日 | 実施 | | | 見直し・実施 | | | |

| 事業名 | (仮称)市民活動支援基金の創設 | | | | | | |
|-------|--|----------------------------|-----|-----|-----|--|--|
| 現状・課題 | 市民活動をしていくためには資金が必要となりますが,活動資金が足りず十分な活動ができないため,活動資金の確保が必要となります。 | | | | | | |
| 目的 | 市民活動を活 | 市民活動を活性化するために活動資金の確保を行います。 | | | | | |
| 推進内容 | 市民・事業者等からの活動資金の寄付や後援・協賛のシステムについて検討します。 | | | | | | |
| 対象者 | 市民活動団体 | | | | | | |
| 実施主体 | 市・市民活動団体 (市民活動サポートセンターへの承継を検討) | | | | | | |
| 完了の目安 | 基金を運用できるようになったら,完了とします。 | | | | | | |
| 年次計画 | H23 | H 2 4 | H25 | H26 | H27 | | |
| 十八計凹 | | | 検討 | | 実施 | | |

(4)活動単位(ネットワーク)の拡大

(4)活動単位(ネットワーク)の拡大

| 事業名 | 地域づくり | 地域づくり協議会の検討 | | | | |
|-------|---|---|---------|--------|-----|--|
| 現状・課題 | 自治会や市民活動団体等が各々で活動し,それぞれに問題や課題を抱えています。また,自治会や市民活動団体をつなぐネットワークが不十分です。 | | | | | |
| 目的 | 自治会や市民活動団体が連携を取れるようにそれぞれの団体をつな ぐような組織を検討します。 | | | | | |
| 推進内容 | | 小学校区など一定の単位で,地域課題を把握し,問題解決できるよう 地域にある団体や組織などで構成する組織の設立について検討しま す。 | | | | |
| 対象者 | 地縁による団 | 体・市民活動に | 団体 | | | |
| 実施主体 | 市・地縁によ | る団体・市民 | 舌動団体 | | | |
| 完了の目安 | 地域づくり協 | 議会が全地域 ⁻ | で立ち上げられ | たら完了とし | ます。 | |
| 年次計画 | H 2 3 検討 | H24 モデル地区 | H25 | H26 | H27 | |

第2節 担 い 手 づ く り

(1)担い手の発掘・育成の充実

第2節 担い手づくり

| 事業名 | 市民活動サポートセンターの創設 【再掲】 | | | | | | |
|-------|---|--|---|---------------------------------------|-----------------------|--|--|
| 現状・課題 | 市民活動の拠 | 点となるよう | な機能を持つ旅 | 記設がありませ | ん。 | | |
| 目的 | | 市民活動団体等を支援したり,協働によるまちづくりの拠点としての機能を果たします。 | | | | | |
| 推進内容 | 等を調整し、 また、 ・活動ない ・(版働の ・ボック ・ボック ・ボック ・ボック ・ボック ・ボック ・ボック ・ボック | 市民活動サポー機能について 機能について ドバイザーの 民活動支援基金 ンクの創設 成講習会の実 ア貯金(活動に | ートセンターを も担うことがで 設置及び派遣 の創設 (第 (第2節-(1)- 施 (第2節- 応じたポイン 湯となったとき | できるのか検討 (第1節-(2) 1節-(3)-)) | します。 -) 動している方 | | |
| 対象者 | 市民・地縁に | よる団体・市 | 民活動団体・事 | 業者・市 | | | |
| 実施主体 | 市・市民活動 | 団体 | | | | | |
| 完了の目安 | 活動・交流のったときに完 | | ー 備され , 市民活 | 5動の拠点とし | ての環境が整 | | |
| 年次計画 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | | |
| 一个八川四 | 研究 | | 準備委員会設置 | 検討 | 実施 | | |

| | 1 | | | | |
|----------|---|--|---------|-----|-----|
| 事業名 | 協働のまちづくりの講座の開設 | | | | |
| 現状・課題 | 協働のまちづくりに関する情報が乏しく , 市民協働の考え方を次の世 代へ継承していく必要があります。 | | | | |
| 目的 | 人材を発掘・ | 人材を発掘・育成し,市民活動を促進させます。 | | | |
| 推進内容 | | 世代(小中高校生・働きざかりの年齢層・団塊世代)ごとに協働意識の啓発方法を検討し,講座を開設します。 | | | |
| 対象者 | 市民 | | | | |
| 実施主体 | 市・地縁によ | る団体・市民 | 活動団体 | | |
| 完了の目安 | 次の世代に継 | 承されたとき | に完了とします | - | |
| 年 次 卦 辰 | H23 | H 2 4 | H25 | H26 | H27 |
| 年次計画 | 研究・試行 | 試行 | 実施 | | |

| 事業名 | (仮称)協働スイカ塾の開設 | | | | | |
|-------|---|---|---------|----------------|-----|--|
| 現状・課題 | 市民が気軽に | 情報交換する | 場がありません | J _o | | |
| 目的 | 人と人とが知り合うきっかけづくりをします。また,市が周囲に誇る ことのできる新しい資源を発掘します。 | | | | | |
| 推進内容 | | 誰でも参加できるような座談会を定期的に開催し,様々な分野で活動 している人々の話を聞き,情報交換ができる場を提供します。 | | | | |
| 対象者 | 市民 | 市民 | | | | |
| 実施主体 | 市・市民活動 | 団体 | | | | |
| 完了の目安 | 座談会が自主 | 的に行われる。 | ようになったら | 完了とします | 0 | |
| 年次計画 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | |
| 十八川凹 | 検討 | 実施 | | | | |

| 事業名 | 協働人材バンクの創設 | | | | |
|-------|---|----------------|---------|---------|--------|
| 現状・課題 | 市民活動の充実・発展により , それぞれの活動分野において専門知識や技術が必要になってきます。 | | | | |
| 目的 | 協働のまちづくりに関する情報(市民活動団体,人材等)を活用します。 | | | | |
| 推進内容 | 市民活動団体の活動内容や専門知識を持つ市民をデータベースとして集積・整理します。また、そのような情報を必要とする市民との橋渡しを行うシステムを構築します。 | | | | |
| 対象者 | 市民・地縁に | よる団体・市 | 民活動団体・事 | 業者・市 | |
| 実施主体 | 市 | | | | |
| 完了の目安 | システムが構 す。 | · 築され , スム· | ーズな運用が確 | 望立されたとき | に完了としま |
| 年次計画 | H23 | H 2 4 | H 2 5 | H 2 6 | H27 |
| 十八川凹 | 研究 | 実施 | | | |

| 事業名 | 市民活動表彰の創設 | | | | |
|-------|------------|---|---------|-----|-----|
| 現状・課題 | 市民活動におません。 | 市民活動における功労者や,活動そのものに対する評価自体が存在しません。 | | | |
| 目的 | 市民活動を活 | 市民活動を活性化させます。 | | | |
| 推進内容 | | 利害関係のない第三者機関などによる市民活動の評価を行い,貢献度 の高い人や団体を表彰します。 | | | |
| 対象者 | 市民・地縁に | よる団体・市 | 民活動団体・事 | 業者 | |
| 実施主体 | 市 | | | | |
| 完了の目安 | 継続 | | | | |
| 年次計画 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 十八川凹 | | 研究 検討 実施 | | | |

| 事業名 | リーダー育成講習会の実施 | | | | |
|-------|---|---|-----------|-------------|--------|
| 現状・課題 | 市民活動団体等は,後継者不足に悩んでおり,また,活動を活性化するためには,リーダーシップを発揮するような役割を担う存在が必要です。 | | | | |
| 目的 | 市民活動団体 | 等が , 継続し [.] | て自立した活動 | かが行えるよう | にします。 |
| 推進内容 | 人材発掘,育 | 成するための記 | 講習会を実施し |)ます。 | |
| 対象者 | 市民・地縁に | よる団体・市 | 民活動団体 | | |
| 実施主体 | 市・市民活動 | 団体 (市 | 民活動サポート | センターへの | 承継を検討) |
| 完了の目安 | | 市内において,各種団体が自立した組織運営が行われる状況になったときに完了とします。 | | | |
| 年次計画 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 十八計凹 | | 検討 | | | 実施 |

第2節 担 い 手 づ く り

(2)担い手支援の充実

(2)担い手支援の充実

| 事業名 | 市民活動保険の導入 | | | | |
|-------|--|---|-------|-----|-----|
| 現状・課題 | 市民活動中の事故等により,損害賠償や傷害等が発生した場合に保障 制度がありません。 | | | | |
| 目的 | 市民が安心し | 市民が安心して市民活動に参加できるようにします。 | | | |
| 推進内容 | | 市民が安心して活動できるように市民活動保険を導入し,事故が発生した場合は,保険請求の手続きを行います。 | | | |
| 対象者 | 市民・地縁に | よる団体・市間 | 民活動団体 | | |
| 実施主体 | 市 | | | | |
| 完了の目安 | 継続 | | | | |
| 年次計画 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 十八川凹 | 検討 | | 実施 | | |

| 事業名 | ボランティア貯金()の研究 | | | | | | |
|-------|---------------|---|---------|--------|------------|--|--|
| 現状・課題 | ボランティア | 活動を活性化 | させるような制 | 度がありませ | <i>h</i> 。 | | |
| 目的 | ボランティア | ボランティア活動への意欲の向上を図ります。 | | | | | |
| 推進内容 | | 活動している方にポイントを発給し,将来自分が受ける立場となったときなどに役立てることのできる仕組みについて研究します。 | | | | | |
| 対象者 | 市民 | 市民 | | | | | |
| 実施主体 | 市(市民活動 | 市(市民活動団体と協働で) (市民活動サポートセンターへの承継を検討) | | | | | |
| 完了の目安 | 制度が創設さ | 制度が創設され,運用されるようになったときに完了とします。 | | | | | |
| 年次計画 | H23 | H 2 4 | H 2 5 | H26 | H27 | | |
| 十八川凹 | | | | 研究 | | | |

() NPO等が創設運営している制度。たとえば,庭の手入れや病院の送迎,家事援助などの奉仕活動に携わった「時間」を銀行に預けるように貯蓄し,高齢になった時など必要なと きに,蓄積した分を引き出して必要なサービスを受けられるというもの。

(1)調査機能の充実

第3節 情報の提供・共有

(1)調査機能の充実

| 事業名 | 市民活動の実態調査 | | | | |
|-------|-----------|--|---------|------|-----|
| 現状・課題 | 市民活動団体 | 等の活動状況を | を把握していま | きせん。 | |
| 目的 | 今後の施策展 | 今後の施策展開の基礎資料とします。 | | | |
| 推進内容 | | 市民活動団体の活動状況やそれぞれの団体が抱える課題を把握するために調査を実施します。 | | | |
| 対象者 | 市民・地縁に | よる団体・市目 | 民活動団体・事 | 業者 | |
| 実施主体 | 市(市民活動 | 団体と協働で |) | | |
| 完了の目安 | 継続 | | | | |
| 年次計画 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 十八司四 | 実施 | | | 実施 | |

(2)協働のまちづくりに関する刊行物の充実

(2)協働のまちづくりに関する刊行物の充実

| 事業名 | 活動事例集の作成 | | | | |
|-------|--|---------------------------------|---------|-------|-----|
| 現状・課題 | 協働の事例な | どを紹介する | メデイアがあり |)ません。 | |
| 目的 | 協働の事例を市民にわかりやすく紹介し,協働を身近なものにします。 | | | | |
| 推進内容 | 市内外の協働の事例を調査し,市民・市民活動団体・市など主体別に まとめたものを,ホームページや印刷物などによりわかりやすく公開 します。 | | | | |
| 対象者 | 市民・地縁に | よる団体・市局 | 民活動団体・事 | 業者・市 | |
| 実施主体 | 市(地縁によ | る団体・市民 | 舌動団体と協働 | カで) | |
| 完了の目安 | 事例を参考に | 事例を参考に,協働が推進されるようになったときに完了とします。 | | | |
| 年次計画 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 一个八百四 | | 検討 | 実施 | | |

| 事業名 | 協働PRリーフレットの作成 | | | | |
|-------|---------------|---------------------------|---------|--------|-----|
| 現状・課題 | 協働を解りや | 協働を解りやすく周知する冊子がありません。 | | | |
| 目的 | 協働のまちづ | 協働のまちづくりについて,市全体に浸透を図ります。 | | | |
| 推進内容 | 誰が見ても解 | りやすく解説 | したリーフレッ | トを作成しま | す。 |
| 対象者 | 市民・地縁に | 市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者 | | | |
| 実施主体 | 市(市民活動 | 団体と協働で |) | | |
| 完了の目安 | 市民等及び市 | の間で協働が | 定着したときを | 完了とします | 0 |
| 年次計画 | H23 | H 2 4 | H25 | H26 | H27 |
| 十八司四 | 実施 | | 実施 | | 実施 |

(3)協働のまちづくりに関する情報発信の充実

(3)協働のまちづくりに関する情報発信の充実

| 事業名 | とみさとふれあい講座の拡充 | | | | |
|-------|---|-------------------|----------------------------|---------|--------|
| 現状・課題 | 市では「とみさとふれあい講座(出前講座)」を実施し,その中のメニューのひとつとして市民協働を取り入れていますが,市民活動団体等との間では行われていません。 | | | | |
| 目的 | 市民活動団体等の活動をわかりやすく説明し,市民の協働への理解を深めます。 | | | | 働への理解を |
| 推進内容 | っている講座 | | 実施できるよう 充を図り,市民 します。 | | • |
| 対象者 | 市民・地縁に | よる団体・市 | 民活動団体・事 | 業者・市 | |
| 実施主体 | 市(地縁によ | る団体・市民 | 舌動団体と協働 | かで) | |
| 完了の目安 | | を活用し,必 完了とします。 | 要な情報の内容 | Pを容易に理解 | できるように |
| 年次計画 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 一个人们回 | 検討 | 実施 | | | |

| 事業名 | 協働専用ホームページの開設 | | | | |
|-------|---------------|--|---------|--------|--------|
| 現状・課題 | | 誰もがいつでも協働の情報を発信・取得することができるよう環境が 整っていません。 | | | |
| 目的 | 情報を共有す | るための媒体の | の一つとして開 | 見設します。 | |
| 推進内容 | | 市民が協働についてのあらゆる情報を発信・取得できるようホームページを整備すると同時に,双方向で情報を共有できるように工夫します。 | | | |
| 対象者 | 市民・地縁に | よる団体・市目 | 民活動団体・事 | 業者・市 | |
| 実施主体 | 市・市民活動 | 団体 | | | |
| 完了の目安 | 市民等及び市 | が情報を共有 | できるようにな | いたときに完 | 了とします。 |
| 年次計画 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 十八日回 | | 検討 | 実施 | | |

(3)協働のまちづくりに関する情報発信の充実

| 事業名 | 市広報紙及びホームページの充実 | | | | |
|-------|--|---|---------|---------|--------|
| 現状・課題 | 市民にとって | わかりやすい | 青報の提供がオ | えめられていま | す。 |
| 目的 | わかりやすい情報の作成について工夫するとともに , 市民が活用・共 有しやすい情報の提供をします。 | | | | |
| 推進内容 | 市ホームペー | 市広報紙に定期的に協働のコラムを掲載します。 市ホームページに協働専用ホームページ(第3節-(3)-)へのリンク を貼り,身近に協働の情報を得られようにします。 | | | |
| 対象者 | 市民・地縁に | よる団体・市口 | 民活動団体・事 | 業者・市 | |
| 実施主体 | 市(市民活動 | 団体と協働で |) | | |
| 完了の目安 | 市民等及び市 | が情報を共有 | できるようにな | いたときに完 | 了とします。 |
| 年次計画 | H23 | H 2 4 | H25 | H26 | H27 |
| 十八川凹 | 一部実施 | | | 実施 | |

| 事業名 | 市民活動発表会の開催 | | | | |
|-------|------------|---------------------------------------|---------|-------------|--------|
| 現状・課題 | | 市民活動団体等が活動を発表する場や協働事業を紹介するような場がありません。 | | | |
| 目的 | 先進事例を参 | 考に各々の活動 | 動などに生かし | ,ます。 | |
| 推進内容 | 活動内容や協 | 働事例を発表 | する機会をつく | ります。 | |
| 対象者 | 市民・地縁に | よる団体・市目 | 民活動団体・事 | 業者 | |
| 実施主体 | 市・市民活動 | 団体 | | | |
| 完了の目安 | 協働事例が共 | 有され,実践 | されるようにな | いたときを完 | 了とします。 |
| 年次計画 | H23 | H 2 4 | H25 | H26 | H27 |
| 十八司四 | 検討 | 実施 | | | |

(3)協働のまちづくりに関する情報発信の充実

| 事業名 | 地域フォー | 地域フォーラムの開催 | | | | | |
|-------|------------------|---|---------|---------|--------|--|--|
| 現状・課題 | 協働によるま | 協働によるまちづくりを話し合える場が十分ではありません。 | | | | | |
| 目的 | 協働に関する つくります。 | 協働に関する情報の共有化を図り,協働のまちづくりを考える機会を つくります。 | | | | | |
| 推進内容 | 協働によるま ます。 | ちづくりについ | ハて,市民等か | 「話し合える討 | 論会を開催し | | |
| 対象者 | 市民・地縁に | よる団体・市間 | 民活動団体・事 | 業者・市 | | | |
| 実施主体 | 市・市民活動 | 団体 | | | | | |
| 完了の目安 | 協働事例が共 | 協働事例が共有され,実践されるようになったときを完了とします。 | | | | | |
| 年次計画 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | | |
| 十八川岡 | 実施 | | | | | | |

(4)ネットワーク支援の充実

(4)ネットワーク支援の充実

| 事業名 | 協働人材バ | 協働人材バンクの創設 【再掲】 | | | | |
|-------|--|---|--------------------|-------|----------|--|
| 現状・課題 | | 市民活動の充実・発展により , それぞれの活動分野において専門知識や技術が必要になってきます。 | | | | |
| 目的 | 協働のまちづ す。 | 協働のまちづくりに関する情報(市民活動団体 , 人材等)を活用しま す。 | | | | |
| 推進内容 | 市民活動団体の活動内容や専門知識を持つ市民をデータとして集 約・整理します。また、そのような情報を必要とする市民との橋渡し を行うシステムを構築します。 | | | | | |
| 対象者 | 市民・地縁に | よる団体・市 | 民活動団体・事 | 業者・市 | | |
| 実施主体 | 市 | | | | | |
| 完了の目安 | | | 報を集約し,シ こ完了とします | | され , スムー | |
| 年次計画 | H23 | H 2 4 | H25 | H 2 6 | H27 | |
| 十八川凹 | 研究 | 実施 | | | | |

| 事業名 | とみさとの | とみさとの情報コーナーの創設 | | | | | |
|-----------|------------------|---|---------|---------|------|--|--|
| 現状・課題 | 市民活動等の りません。 | 市民活動等の情報を収集や交換,また市民活動の拠点となる場所がありません。 | | | | | |
| 目的 | 情報を共有す | るための媒体の | の一つとして充 | 医実を図ります | 0 | | |
| 推進内容 | できるコーナ 出入りするコ | 市の広報紙のほか,各種団体の広報など情報を一括して収集し,発信できるコーナーを創設します。また,商工会やJA及び多くの市民が出入りするコンビニやスーパー,産直センターなどに,活動掲示板やPR物資を設置してもらうなどの協力を要請します。 | | | | | |
| 対象者 | 市民・地縁に | よる団体・市口 | 民活動団体・事 | 業者・市 | | | |
| 実施主体 | 市(市民活動 | 団体・事業者の | と協働で) | | | | |
| 完了の目安 | 多様な形でコ | ーナーが設置 ⁻ | できるようにな | いたら完了と | します。 | | |
| 年次計画 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | | |
| 一 一 一 一 一 | 実施 | | | | | | |

(1)市政への参画の仕組みづくり

第4節 市政への参画

(1)市政への参画の仕組みづくり

| 事 兴 夕 | パブロック | コット制度 | カ田和 | | |
|--------------|--|---------|---|--------------------|-------|
| 事業名 | ハフリック | コメント制度の | グラス ファイン ファイン ファイン ファイン ファイン ファイン ファイン ファイン | | |
| 現状・課題 | パブリックコメント制度の規則を制定し,市の基本的な計画等の策定について,パブリックコメントを実施し,市民から意見募集を行っていますが,意見数が少ないものもあります。 | | | | |
| 目的 | 市民への参画 | 機会の一つと | して制度の活用 | 月を促進します | 0 |
| 推進内容 | 効的に機能さ | | かりやすく情報 | E図ります。ま gを提供するな | |
| 対象者 | 市民・地縁に | よる団体・市口 | 民活動団体・事 | 業者・市 | |
| 実施主体 | 市 | | | | |
| 完了の目安 | パブリックコ | メント制度がī | 市民に理解され | たときを完了 | とします。 |
| 年少計画 | H23 | H 2 4 | H25 | H26 | H27 |
| 年次計画 | 実施 | | | | |

| 事業名 | 市民提案機会の拡充 | | | | |
|-------|--------------|---|---------|---------|--------|
| 現状・課題 | 「市長への手 ん。 | 紙」という仕組 | 組みがあります | 「が,あまり知 | られていませ |
| 目的 | 市政への参画 | 機会を増やし | ます。 | | |
| 推進内容 | を聞き,市政 | 既存の「市長への手紙」のほか,市政への建設的な御意見,御提案等 を聞き,市政に反映させるため,市政に対し幅広く御意見を取り入れ る仕組みを検討します。 | | | |
| 対象者 | 市民・地縁に | よる団体・市口 | 民活動団体・事 | 業者 | |
| 実施主体 | 市 | | | | |
| 完了の目安 | 市民参画の機 | | 敗への意見を反 | 反映させられる | 体制が整った |
| 年次計画 | H23 | H 2 4 | H25 | H26 | H27 |
| 十八計凹 | 検討 | 実施 | | | |

(1)市政への参画の仕組みづくり

| 事業名 | 審議会等への公募委員による市民参画の推進 | | | | | |
|-------|----------------------|--|---------|--------|--------|--|
| 現状・課題 | | 市では,審議会等を設置していますが,委員を公募している審議会等 は多くありません。 | | | | |
| 目的 | 市政に市民の ます。 | 市政に市民の視点からの意見を反映させ , 市政への参画機会を増やし ます。 | | | | |
| 推進内容 | | 「審議会等の公募に関する規則」や「審議会等の設置及び運営等に関 する指針」の適正な運用により,公募委員による市民参画を推進しま す。 | | | | |
| 対象者 | 市民 | | | | | |
| 実施主体 | 市 | | | | | |
| 完了の目安 | 可能な限り, | すべての審議 | 会等に公募委員 | が選任された | ときに完了と | |
| 年次計画 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | |
| "%" | 実施 | | | | | |

| 事業名 | 市政への参画機会の拡大 | | | | |
|-------|---|---|---------|---------|----------------|
| 現状・課題 | | パブリックコメントの実施など市民が市政に参画する機会を検討し ,実 施していますが , 十分とは言えません。 | | | |
| 目的 | 市民の市政へ | の参画機会を増 | 曽やします。 | | |
| 推進内容 | 市の基本的な計画づくりの初期段階から市民等が参画できる機会を設け,広く意見を聴き,それらを反映しながら計画づくりを進めていきます。 | | | | |
| 対象者 | 市民・地縁に | よる団体・市目 | 民活動団体・事 | 業者 | |
| 実施主体 | 市 | | | | |
| 完了の目安 | 市民が市政に | 積極的に参画で | ごきるようにな | ったときに完了 | ' とします。 |
| 年次計画 | H23 | H24 | H25 | H26 | H 2 7 |
| 十八日日 | 実施 | | | | |

第4節 市政への 参 画

(2)協働による事業の推進

(2)協働による事業の推進

| 事業名 | 協働のまちづくりモデル事業の実施 | | | | |
|-------|---|---------|---------|--------------|-----|
| 現状・課題 | 協働のまちづ | くりを活かした | た行政施策がィ | (メージできま | せん。 |
| 目的 | 市民活動団体等と市で具体的な事業を行うことにより協働を推進します。 | | | | |
| 推進内容 | 協働のまちづくりのイメージを醸成できるモデル事業として位置づけ,実施します。また,既存事業以外にも取り組める可能性の事業を 検討し,実施します。 | | | | |
| 対象者 | 市民・地縁に | よる団体・市口 | 民活動団体・事 | 詳 者・市 | |
| 実施主体 | 市 | | | | |
| 完了の目安 | 事業が円滑に | 進んだときに | 完了とします。 | | |
| 年次計画 | H23 | H24 | H25 | H 2 6 | H27 |
| 一个人们回 | 検討 | 実施 | | | |

| 事業名 | (仮称)市民活動支援補助金の創設 【再掲】 | | | | |
|-------|---|----------------------------------|-------|--------|-----|
| 現状・課題 | 市民活動をしていくためには資金が必要となりますが,活動資金が足りず十分な活動ができません。また,市では富里市公募型補助金交付要綱を制定し,市民活動団体が取り組む事業について経費の一部を市が補助し,団体を支援していますが,毎年申請件数が低迷しています。 | | | | |
| 目的 | 市民が行う自 | 市民が行う自由で自発的な公益活動である市民活動を活性化させます。 | | | |
| 推進内容 | 現行の公募型補助金制度を見直し,市民活動を始めよう公益的な事業 を行う市民活動団体に財政的援助を行います。 | | | | |
| 対象者 | 市民活動団体 | | | | |
| 実施主体 | 市 | | | | |
| 完了の目安 | 市民活動団体が,自立した活動が継続できるようになったときに完了とします。 | | | | |
| 年次計画 | H23 | H 2 4 | H 2 5 | H26 | H27 |
| 十八日日 | 実施 | | | 見直し・実施 | |

第5節 市 の 推進体制

(1)庁内協働推進体制の整備

第5節 市の推進体制

(1)庁内協働推進体制の整備

| 事業名 | (仮称)協働のまちづくり推進課の設置 【再掲】 | | | | |
|-------|--|---------------------------------|-----|-----|-----|
| 現状・課題 | 協働のまちづくりを推進するための市役所内の組織体制が十分とは 言えません。 | | | | |
| 目的 | 市民活動団体 | 市民活動団体等と市をつなぎ,協働のまちづくりを円滑に進めます。 | | | |
| 推進内容 | 市民活動団体等や市役所内の協働に関する相談や調整などを行う担当課を設置します。 | | | | |
| 対象者 | 市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者・市 | | | | |
| 実施主体 | 市 | | | | |
| 完了の目安 | 市民等と市との相互応答的な関係が確立されたときに完了とします。 | | | | |
| 年次計画 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| 十八司四 | 実施 | | | | |

| 事業名 | 市政への参 | 画機会の拡大 | 【再掲】 | | |
|-------|---|--------------------|------|-----|-----|
| 現状・課題 | パブリックコメントの実施など市民が市政に参画する機会を検討し, 実施していますが,十分とは言えません。 | | | | |
| 目的 | 市民の市政へ | 市民の市政への参画機会を増やします。 | | | |
| 推進内容 | 市の基本的な計画づくりの初期段階から市民等が参画できる機会を設け,広く意見を聴き,それらを反映しながら計画づくりを進めていきます。 | | | | |
| 対象者 | 市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者 | | | | |
| 実施主体 | 市 | | | | |
| 完了の目安 | 市民が市政に積極的に参画できるようになったときに完了とします。 | | | | |
| 年次計画 | H23 | H 2 4 | H25 | H26 | H27 |
| 一个八百 | 実施 | | | | |

第5節 市 の 推進体制

(2)市職員の協働意識の向上

(2)市職員の協働意識の向上

| 事業名 | 職員研修の実施 | | | | |
|-------|--|----------------------------|-----|-------|-----|
| 現状・課題 | 協働のまちづくりの趣旨が市職員に浸透しておらず,職員の意識の向上を図る体制が十分ではありません。 | | | | |
| 目的 | 職員研修を充 | 職員研修を充実することにより,意識の向上を図ります。 | | | |
| 推進内容 | 職員の内部研修に、「協働のまちづくり」の項目を加え、市職員の協働に関する意識の醸成に努めます。 | | | | |
| 対象者 | 市 | | | | |
| 実施主体 | 市 | | | | |
| 完了の目安 | 継続 | | | | |
| 年次計画 | H23 | H24 | H25 | H 2 6 | H27 |
| 十八司四 | 検討 | 実施 | | | |

年次計画 参考

| 番号 | 事業名 | | 年 | 次計 | 画 | |
|---------|-----------------------|----------|------------|-----------|--------|-----|
| | | H23 | H 2 4 | H25 | H26 | H27 |
| 1 -(1)- | 市民活動ブースの設置 | 試行 | 検討 | | | 完了 |
| 1 -(2)- | (仮称)協働のまちづくり推進課の設置 | 実施 | | | | |
| 1 -(2)- | 市民活動サポートセンターの創設 | 研究 | | 準接負 会置 | 検討 | 実施 |
| 1 -(2)- | 活動支援アドバイザーの設置及び派遣 | | 研究 | 検討 | | 実施 |
| 1 -(3)- | (仮称)市民活動支援補助金の創設 | 実施 | | | 見直し・実施 | |
| 1 -(3)- | (仮称)市民活動支援基金の創設 | | | 検討 | | 実施 |
| 1 -(4)- | 地 域 づ く り 協 議 会 の 検 討 | 検討 | モデル 地 区 | | | |
| 2 -(1)- | 協働のまちづくりの講座の開設 | 研究 試行 | 試行 | 実施 | | |
| 2 -(1)- | (仮称)協働スイカ塾の開設 | 検討 | 実施 | | | |
| 2 -(1)- | 協働人材バンクの創設 | 研究 | 実施 | | | |
| 2 -(1)- | 市 民 活 動 表 彰 の 創 設 | | 研究 | 検討 | 実施 | |
| 2 -(1)- | リーダー育成講習会の実施 | | 検討 | | | 実施 |
| 2 -(2)- | 市 民 活 動 保 険 の 導 入 | 検討 | | 実施 | | |
| 2 -(2)- | ボ ラ ン テ ィ ア 貯 金 の 研 究 | | | | 研究 | |
| 3-(1)- | 市 民 活 動 の 実 態 調 査 | 実施 | | | 実施 | |
| 3 -(2)- | 活 動 事 例 集 の 作 成 | | 検討 | 実施 | | |
| 3 -(2)- | 協働PRリーフレットの作成 | 実施 | | 実施 | | 実施 |
| 3 -(3)- | とみさとふれあい講座の拡充 | 検討 | 実施 | | | |
| 3 -(3)- | 協働専用ホームページの開設 | | 検討 | 実施 | | |
| 3 -(3)- | 市広報紙及びホームページの充実 | 一部 実施 | | | 実施 | |
| 3 -(3)- | 市 民 活 動 発 表 会 の 開 催 | 検討 | 実施 | | | |
| 3 -(3)- | 地域フォーラムの開催 | 実施 | | | | |
| 3 -(4)- | とみさとの情報コーナーの創設 | 実施 | | | | |
| 4 -(1)- | パブリックコメント制度の周知 | 実施 | | | | |
| 4 -(1)- | 市 民 提 案 機 会 の 拡 充 | 検討 | 実施 | | | |
| 4 -(1)- | 審議会等への公募委員による市民参画の推進 | 実施 | | | | |
| 4 -(1)- | 市政への参画機会の拡大 | 実施 | | | | |
| 4 -(2)- | 協働のまちづくりモデル事業の実施 | 検討 | 実施 | | | |
| 5 -(2)- | 職 員 研 修 の 実 施 | 検討 | 実施 | | | |

再掲の事業については記載していません。

計画期間内に事業が実施または一部実施されるものについては で塗りつぶ しています。

資 料

検討経過

| 会 議 | 会 議 内 容 |
|-------------|--------------------------------|
| 第 1 回 | ・委嘱状交付 |
| (6/23) | ・会議の公開と会議録等について |
| | ・検討内容及びスケジュール(案)について |
| 勉強会(任意) | ・富里市協働のまちづくり条例について |
| (7/8) | ・毎主は陽倒のようとくり示例について |
| 第 2 回 | ・座談 |
| (7/13) | ・市内における協働の現状と課題について(その1) |
| ア | 「地縁組織について」総務課自治防災班 |
| | 「消防団について」消防本部総務課 |
| | ・(仮称)協働のまちづくり推進計画について |
| 第 3 回 | ・市内における協働の現状と課題について(その2) |
| (7/27) | 「富里市社会福祉協議会」 |
| ア | 「富里市商工会」 |
| | ・(仮称)協働のまちづくり推進計画について(グループワーク) |
| | 第4章 推進計画 |
| | ・環境づくり,担い手づくり,情報の提供共有,市政への参画 |
| 第 4 回 | ・(仮称)協働のまちづくり推進計画について(グループワーク) |
| (8/10) | 第4章 推進計画 |
| | ・環境づくり,担い手づくり,情報の提供共有,市政への参画 |
| 班別会議(任意) | ・(仮称)協働のまちづくり推進計画について(グループワーク) |
| (8/24 · 26) | 第4章 推進計画 |
| | ・環境づくり,担い手づくり,情報の提供共有,市政への参画 |
| 第 5 回 | ・(仮称)協働のまちづくり推進計画について |
| (9/6) | (進捗状況の発表・グループワーク) |
| ア | 第4章 推進計画 |
| | ・環境づくり,担い手づくり,情報の提供共有,市政への参画 |
| 班別会議(任意) | ・(仮称)協働のまちづくり推進計画について(グループワーク) |
| B班のみ | 第4章 推進計画 |
| (9/14) | ・環境づくり,担い手づくり,情報の提供共有,市政への参画 |
| 第6回 | ・(仮称)協働のまちづくり推進計画について(グループワーク) |
| (9/28) | 第4章 推進計画 |
| ア | ・環境づくり、担い手づくり、情報の提供共有、市政への参画 |
| 先進地視察 | ・我孫子市市民活動サポート委員会 |
| (10/13) | ・まつど市民活動サポートセンター |
| 第7回 | ・(仮称)協働のまちづくり推進計画について |
| (10/28) | 第4章 推進計画 |
| 7 | ・環境づくり,担い手づくり,情報の提供共有,市政への参画 |
| | ・地域フォーラム(市民等との意見交換会)について |
| | 開催日程,場所,内容,対象等 |

| 会 議 | 主 な 内 容 |
|---------------|--------------------------------|
| 第8回 | ・(仮称)協働のまちづくり推進計画について |
| (11/18) | 第5章 実行計画 |
| ア | ・環境づくり |
| | ・地域フォーラム(市民等との意見交換会)について |
| 第 9 回 | ・(仮称)協働のまちづくり推進計画について |
| (12/16) | 第5章 実行計画 |
| | ・環境づくり,担い手づくり,情報の提供・共有,市政への参画, |
| | 市の推進体制 |
| | ・地域フォーラム(市民等との意見交換会)について |
| 第 1 0 回 | ・(仮称)協働のまちづくり推進計画について |
| (1/14) | 第1章 計画の趣旨 |
| ア | 第2章 協働のまちづくり |
| | 第3章 協働のまちづくりの理念と基本原則 |
| | 第4章 推進計画 |
| | 第5章 実行計画 |
| | 総括・・・パブリックコメント案の確定 |
| フォーラム | ・市民等との意見交換会 |
| (1/25·29) | 【会場】中央公民館 |
| ア | 北部コミュニティセンター |
| 2/1~25 | ・パブリックコメント実施 |
| 第 11 回 | ・地域フォーラム及びパブリックコメントのとりまとめ |
| (3/7) | ・推進計画(案)の決定 |
| 提出式 (3/14) | ・推進計画(案)市長へ提出 |

ア は , アドバイザー

委員名簿

協働のまちづくり推進計画検討委員会委員名簿

委員

選出区分・五十音順

| No. | 氏名 | 選出区分 |
|-----|---|------------------------------------|
| 1 | いしい す ぇ ェ 石井壽惠子 | 市民のうちから公募により選任した者 |
| 2 | 大木寿美子 | 市民のうちから公募により選任した者 |
| 3 | ^{かとう ちはる} 加藤 千春 | 市民のうちから公募により選任した者 |
| 4 | 小泉喜市郎 | 市民のうちから公募により選任した者 |
| 5 | 小林 隆夫 | 市民のうちから公募により選任した者 |
| 6 | 竹生動 | 市民のうちから公募により選任した者 |
| 7 | to the state that th | 市民のうちから公募により選任した者 |
| 8 | 二上 正栄 | 市民のうちから公募により選任した者 |
| 9 | まらの みねゆき 荒野 峰之 | 地域コミュニティ関係者 (富里市商工会青年部部長) |
| 1 0 | きいとう えいこ 斉藤 榮子 | 地域コミュニティ関係者 (富里市ボランティア連絡協議会副会長) |
| 1 1 | ちょうとく みつよし 長徳 實義 | 地域コミュニティ関係者 (富里市区長会副会長) |
| 1 2 | すずき つとむ 鈴木 勉 | 有識者 (富里市公募型補助金審査会会長) |
| 1 3 | たかさわ ただひこ 高澤 忠彦 | 有識者 (協働のまちづくり条例検討委員会副委員長) |
| 1 4 | y t o n k s s え 久野 直衛 | 有識者 (協働のまちづくり条例検討委員会委員長) |
| 1 5 | 新井 正美 | 市長が指名する市職員 (都市建設部) |
| 1 6 | 神原 孝 | 市長が指名する市職員 (教育委員会) |
| 1 7 | はせがわとしひこ 長谷川敏彦 | 市長が指名する市職員 (健康福祉部) |
| 1 8 | ^{握りこし} でとし 堀越 等 | 市長が指名する市職員 (経済環境部) |
| 1 9 | 森 秀樹 | 市長が指名する市職員 (総務部) |
| 2 0 | がたかい かっゃ 片貝 勝也 | その他市長が必要と認める者 (富里市社会福祉協議会) |

委員長 副委員長

アドバイザー

| 1 | te to oggo 関谷 昇 | 千葉大学法経学部准教授 |
|---|--------------------|-------------|
|---|--------------------|-------------|

協働のまちづくり推進計画検討委員会

事務局 富里市総務部企画課(平成23年3月14日)

address: 〒286 - 0292 富里市七栄652番地1

tel: 0476-93-1117 fax: 0476-93-9954

e-mail: kikaku@city.tomisato.lg.jp

URL: http://www.city.tomisato.chiba.jp